

令和7年12月から新たに養育費保証契約の手続き支援を開始します！

養育費

の確保にかかる費用の一部を助成します



① 公正証書等作成費用

② 保証契約保証料

③ 弁護士費用

| 助成額 | 対象経費の金額 | | |
|------|--|--|--|
| | 上限4万円 | 上限5万円 | 上限10万円 |
| 対象者 | <p>市内在住で、申請時においてひとり親であって、次の要件を全て満たす方</p> <p>□ 養育費の決めに係る費用を負担した □ 養育費の決めに係る債務名義（強制執行認諾約款付公正証書や確定判決、調定調書など）を取得した □ 養育費の決めに係る児童（20歳未満）を扶養している □ 過去に同種の助成を受けていない（相手方が異なる場合は申請可）</p> <p>…ア …イ …ウ</p> | <p>□ 児童扶養手当を受給している又はこれと同等の所得水準にある □ 保証期間が1年以上の養育費保証契約を締結し、保証料を負担した □ ①のア、イ、ウ</p> | <p>□ 児童扶養手当を受給している又はこれと同等の所得水準にある □ 市が連携する保証会社と養育費保証契約の締結を希望する □ ①のア、イ、ウ</p> <p>新</p> |
| 対象経費 | <p>養育費の決めに要する、本人が負担した以下の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公証人手数料 ・調停申立て又は裁判に要する収入印紙代 ・戸籍謄本等の添付書類取得に係る費用 ・郵送料 <p>※③の助成金で交付した経費は除く。</p> | <p>保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する、初回の保証料として本人が負担した費用</p> | <p>保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する、初回の保証料</p> |
| 申請期日 | 公正証書等を作成した日から1年以内 | 養育費保証契約を締結した日から1年以内 | 令和7年12月以降 |
| | | | 弁護士等と契約を締結した日から1年以内 |